

令和6年氷川町農業委員会第3回総会議事録

1. 開催日時：令和6年3月8日（金） 午後1時30分開会

2. 開催場所：氷川町役場 災害対策室

3. 出席委員：12名

1番 欠	2番 園田 昇	3番 橋本 淳一
4番 江崎 貴博	5番 入江 清満	6番 木村 和浩
8番 中村 貢	9番 濱田 正澄	10番 宮崎 武士
11番 永田 裕二	12番 稲田 一	13番 井副 陽子
14番 本田 智恵子		

4. 出席農地利用最適化推進委員：9名

1番 稲田 誠	2番 吉村 正光	3番 岩村 大祐
4番 緒方 眞二	5番 宇田 義生	6番 松本 荘一
7番 藤田 譲治	8番 野尻 一也	9番 本山 満
10番 欠	11番 吉田 稔	12番 欠
13番 橋本 隆也		

5. 議事日程

日程1. 開会

日程2. 会長挨拶

日程3. 議事録署名委員の指名について

日程4. 報告事項

(1) 農地法第18条第6項の規定による賃貸借契約の合意解約について

(2) 農地の形状変更について

日程5. 議案審議

議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第10号 氷川町農用地利用集積計画（利用権設定）について

議案第11号 非農地判断について

日程6. その他

日程7. 閉会

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 坂梨 俊弘

事務局長補佐 欠

係長 續 貴志

会計年度任用職員 大寺 玉緒

主事 上田 菜月

7. 会議の概要

坂梨事務局長 本日の出席委員は過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立いたしました。ただ今より令和6年氷川町農業委員会第3回総会を開催します。

それでは、氷川町農業委員会総会会議規則の第4条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は永田会長にお願いしたいと思います。

はじめに永田会長よりご挨拶をお願いします。

永田会長 <挨拶>

永田議長 それでは、氷川町農業委員会総会会議規則第10条第2項に規定する議事録署名委員について、2番、園田委員、3番、橋本委員を指名いたします。

つぎに、報告事項についてです。案件は2件です。

まずはじめに、報告(1)について事務局より説明願います。

大寺職員 報告(1)農地法第18条第6項の規定による賃貸借契約の合意解約についてご説明します。資料の1ページをご覧ください。この報告は賃料が設定してある貸し借りの合意解約の報告です。貸し人、借り人、農地の所在については資料をご確認ください。番号1が相対契約の解約、番号2と番号3が農地バンクでの合意解約です。

以上で説明を終わります。

永田議長 ただいま事務局より説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(質問なし)

永田議長 何もありませんので、報告(1)についてはこれで終わります。

つぎに、報告(2)について事務局より説明願います。

續係長 報告(2)農地の形状変更申出についてご説明します。スクリーンをご覧ください。場所は氷川町〇〇となっております。

この農地の前にある道の道路工事がありまして、道が広くなりました。新しくなった道路から畑への入り口を作りたいとのことで届出を出されました。ここは果樹が栽培されています。転用の届出は必要なく、農地を農地として利用されるための形状変更となりますので届出となっております。

以上で説明を終わります。

永田議長 ただいま事務局より説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(質問なし)

永田議長 何もないようですので、報告事項についてはこれで終わります。

つぎに議案審議です。まずはじめに、議案第9号、農地法第5条の規定による許可申請について上程します。案件は2件です。はじめに番号1について事務局より説明願います。

續係長 議案第9号、番号1についてご説明します。資料は3ページとなります。

申請人の住所氏名、申請物件等はお手元の資料にてご確認をお願いします。申請地は〇〇地区集落内にある農地です。

今回の申請地は農用地区域内農地でしたので、除外の手続きをされており、除外後に分筆をされております。

この農地は3段ほどに段がついており、住宅は一番高台の3段目に建築されるということです。下の段にカーポートとスロープを作り、駐車場と家までは階段で歩いていくということです。

譲渡人は譲受人の祖父になられます。譲受人は現在、町内のアパートに居住しています。譲受人は子どもの成長による手狭感と将来的に見込まれる両親の介護等を考え実家がある〇〇地区内での居住を望み、近隣の宅地等に建築することを検討されましたが、交渉が不調に終わりました。そのため、祖父が所有する農地の一部を分筆して転用する計画を立てられました。住宅用地として利用される面積は498㎡です。給排水計画につきましては、給水は上水道、生活雑排水は下水道に接続し、雨水につきましては自然浸透および北側の側溝に流されるということです。

申請地は農用地区域外で点在する小規模な農地のため第2種農地に区分され許可できる案件となります。以上で説明を終わります。

永田議長 ただいま事務局より説明がありましたが、現地確認も済んでおりますので、現地確認報告を稲田委員よりお願いします。

稲田委員 3月7日午前10時30分より、申請者代理人立会のもと現地を確認しました。申請地の事業計画、排水計画等を確認しましたが許可要件は満たしていると思われめますので、審議方お願いします。

永田議長 ただいま現地確認報告がありましたが、何かご意見はありませんか。

(異議なし)

永田議長 異議もないようですので、議案第9号番号1について採決します。許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

永田議長

全員賛成です。よって、本案は原案のとおり決定します。

つぎに、番号 2 について事務局より説明および現地確認報告をお願いします。

續係長

議案第 9 号、番号 2 についてご説明します。4 ページをご覧ください。申請人の住所氏名、申請物件等はお手元の資料にてご確認ください。

申請地は〇〇地区になります。譲受人は現在、町外のアパートにお住まいです。子どもの成長による手狭感および子どもを一軒家でのびのび育てたいとの思いと譲受人の妻が〇〇地区出身で氷川町になじみがあり、加えて氷川町の子育て世帯へのサポートが手厚いため氷川町で暮らしたいとの思いが強くなり住宅用地を探していたところ、計画地を見つけ譲渡に至りました。給排水計画について給水は上水道、生活雑排水は下水道に接続し、雨水は自然浸透および南側の排水路に流される予定です。

当初はもともと宅地であった部分に建築される予定でしたが、宅地の南側が農地になりまして途中でその農地を含めて建設する計画に変更されました。現地は宅地と農地の境界はなく同じ状態だったそうです。そのため住宅メーカーは一枚の土地と思い込んで農地法の許可を受けずにすでに着工されております。譲受人と施工会社は今回の件を深く反省されております。かつ、今後このようなことがないように農地法を遵守する旨の始末書をご提出されているところです。

申請地は農用地区域外で点在する小規模な農地のため第 2 種農地に区分され許可できる案件となります。追認案件とはなりますが、申請人は寛大な措置を嘆願されております。

つぎに現地確認報告を行います。

3 月 7 日午前 10 時より申請人代理人立会と金川委員立会のもと現地立会をさせていただいております。本日、金川委員がご欠席のため私から報告させていただきます。

申請地の事業計画、排水計画等を確認しましたが許可要件は満たしておられます。追認案件とはなりますが審議方お願いいたします。以上で報告を終わります。

永田議長

ただいま説明および現地確認報告がありましたが、何かご意見はありませんか。

濱田委員

始末書の提出があっているようですが、どのような内容ですが。

續係長

譲受人と施工会社より提出されております。

今回の申請地である農地の隣接地が宅地だったため、申請地も宅地であると思い込み、農地法の許可を得ないまま個人

住宅の建設に着手してしまいました。農地法に係る申請許可を得ないまま無断で工事に着手してしまったことにつきましては深く反省し誠に申し訳ございません。以後このようなことがないように注意し農地法の手続きを遵守いたしますので、なにとぞ農地転用につきまして寛大な処置とご審議のほどをよろしくお願いします。とのことです。以上です。

永田議長

他にありませんか。

(異議なし)

永田議長

異議もないようですので、議案第9号、番号2について採決します。許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

永田議長

全員賛成です。よって本案は原案のとおり決定します。

つぎに、議案第10号氷川町農用地利用集積計画(利用権設定)について上程します。この案件は議事参与の制限に該当しますので、井副委員、緒方推進委員は退席願います。

(井副委員、緒方推進委員退席)

永田議長

では、事務局より説明願います。

大寺職員

議案第10号、氷川町農用地利用集積計画(利用権設定)についてご説明します。今回議案として上程している利用権設定については事前に関係される農業委員、推進委員の方には電話でご連絡しております。

それでは、5ページと6ページをご覧ください。今回の案件は全部で9件です。番号1から番号6までが直接貸し借り契約、番号7から番号9までが農地バンクでの契約になります。借り手、貸し手、農地の所在については資料でご確認ください。今回新規の利用権設定は12筆の28,888㎡です。以上で説明を終わります。

永田議長

ただいま事務局より説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

(異議なし)

永田議長

異議もないようですので、議案第10号について採決します。決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

永田委員

全員賛成です。よって、本案は原案のとおり決定いたします。

ここで委員の退席を解きます。

(井副委員、緒方推進委員、着席)

永田議長

つぎに、議案第11号、非農地判断について上程します。事務局より説明願います。

續係長

議案第11号についてご説明します。

先月の総会にて事前にご説明しましたが、非農地判断についてご審議していただきたいと思います。スクリーンをご覧ください。場所は〇〇地区です。10筆約5,000㎡の農地です。

先月概要をご説明しましたが、農地か否かの判断は、すでに山林化しており復元が著しく困難なものか仮に復元をしたとしても周辺の状況から利用の継続が見込めないものとなっております。当該の10筆については、山林化しており復元が著しく困難なものに該当するかと考えられます。

本審議により非農地との判断を受けたのちに、所有者へ非農地通知を通知したいと考えております。非農地と判断する農地の現状写真はこちらのとおりです。

以上で説明は終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

稲田委員
續係長

その農地へ行くまでの道はどのような状態でしょうか。

昔はなだらかな道があり、農地まではその道から行けたようですが今はその道は通れなくなっております。階段があるのですが、そこまで行くのに遠回りをしていかなければたどり着かない状況です。機械も入らない狭い道で、徒歩でしか行けないような場所になっています。

濱田委員
續係長

非農地と判断したあとの手続きはどのような流れですか。

次が税務課との協議になります。現況が山林でいかなかの確認を行います。そのあと、所有者へ非農地通知を出します。それと同時に農地台帳の地目は山林へ書き換えます。登記についてですが、基本的に所有者がすべきことと考えておりますので地権者へ登記の地目変更はゆだねたいと思っております。

濱田委員
續係長

非農地となり、地目が山林となった場合は取り扱いとしてどうなるのでしょうか。

地目が山林となりますので、農業委員会の管轄外となります。あとは山林の部局に役所の管理は移ります。

中村委員
續係長

税金はどうなりますか。

農地も山林もそんなに変わらないです。現に、課税地目が山林となっている農地もいくつかあります。

地目の変更については、通知を出しても登記をしない所有者も多くいらっしゃると思います。その場合は、嘱託登記いわゆる町が所有者に代わって登記ができることとなっております。最初は所有者へ登記はゆだねたいと思っているのが事務局としての考えです。

- 濱田委員 よろしいですか。非農地と判断した場合、隣接する農地へ迷惑がかかるような場合はどのように対応するとよろしいのでしょうか。
- 續係長 非農地判断をすることで、隣接する農地へ悪影響がある場合は非農地とすることはできません。再生困難な農地の場合であっても、周辺の農地の状況などを勘案して判断する必要があります。
- 稲田推進委員 非農地とすることが望ましくない場所は、引き続き草刈り管理などのお願いをすることになるのでしょうか。
- 續係長 そうですね。利用状況調査後に、利用意向調査を行いますのでその時に適切な管理をお願いする形になるかと思います。
- 永田議長 ほかにありませんか。
(異議なし)
- 永田議長 何もないようですので、議案第 11 号について採決します。
決定することに賛成の方举手願います。
(全員賛成)
- 永田議長 全員賛成です。よって本案は原案のとおり決定します。
つぎに、その他連絡事項です。事務局より説明願います。
- 坂梨事務局長 ——<事務連絡等について説明>——
- 永田議長 委員の皆さまから何かありませんか。
それでは、閉会を行います。
- 園田副会長 以上で、本日の総会日程は、全部終了いたしました。これをもちまして総会を閉会します。

(午後 2 時 33 分閉会)

上記の通り相違ないことを証するため、署名・捺印する。

議長 _____ (印)

委員 _____ (印)

委員 _____ (印)